

令和 8 年度の介護保険料の特例措置について

令和 7 年度税制改正により給与所得控除の最低保証額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

介護保険制度は 3 年を 1 期とする介護保険事業計画に基づき基準となる保険料を決定していますが、第 9 期事業計画（令和 6 年度から 8 年度）決定時に想定されていなかった税制改正により、介護保険財政に影響が出ることを避けるため介護保険法施行令が改正され、令和 8 年度分の介護保険料を算定する際に税制改正の影響を遮断する措置が行われます。

影響を受ける対象者について

令和 8 年 1 月 1 日及び令和 8 年 4 月 1 日に田尻町に住民登録がある方のうち、令和 7 年中（令和 7 年 1 月～12 月）に給与収入があり、給与収入が 55 万円以上 190 万円未満の方

特例措置の内容について

対象者の介護保険料を算定する際に次の措置を適用します。

1. 給与所得控除を 55 万円として計算します。
2. 1. を基に計算した合計所得金額により、課税・非課税の判定を行います。

控除額が 10 万円低いため、合計所得金額が高く計算され、町民税は非課税でも、介護保険料の計算上、課税とみなす場合があります。また、同世帯の方の給与収入に対してもこの特例措置を適用して計算し、課税・非課税の判定をいたします。

特例減免について

令和 7 年度町民税非課税の方のうち、令和 8 年度も町民税非課税の方は、上記 2. の措置を行わず介護保険料を算定する特例減免を適用し、保険料算定を行います。

- ・町民税の情報を基に自動適用するため個別申請は不要です。
- ・特例減免対象者の介護保険料納付通知書に記載されている確定保険料は特例減免適用後の金額です。

お問い合わせ先

〒598-0091 泉南郡田尻町嘉祥寺 8 8 3 番地 1（たじりふれ愛センター）
田尻町 民生部 高齢障害支援課
TEL：466-8813 FAX：466-8841